

社会福祉法人やすらぎ会 グループホーム やすらぎ

1. 利用対象者

東松島市に住所を有する方で、要介護認定を受け、要支援2もしくは要介護状態で、認知症の状態にあり支障なく共同生活ができる方です。

2. 職員の配置状況

所長(兼務)・・・1名 管理者(兼務)・・・1名
介護計画作成担当者・・・2名(内1名は介護支援専門員)
介護職員・・・日中、利用者3名様に対し職員1名

3. 利用定員

18名(9名×2ユニット)

4. 利用申し込み

利用者本人または、身元引受人が直接ホームにお申込みください。

5. サービスの概要

- 食事 : 朝昼晩、利用者と職員と一緒に家庭的な料理を作ります。
- 入浴 : ご本人の希望で、午前・午後とも入浴できます。
- 排泄 : その方にあった排泄のお手伝いをさせていただきます。
- 生活リハビリ : 今までの生活をそのまま継続し、維持できるよう支援させていただきます。
- 買い物 : 個人の希望により、随時職員が同伴致します。

6. サービス利用料金表 (1ヶ月、30日としての負担料金) 単位(円) 令和7年4月1日

要介護度	介護サービス基本料金 (1割負担の場合)	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)15.5%		家賃	食材料費	水道 光熱費	1ヶ月(30日) 当たり
要支援2	22,470	180	3,511		21,420	36,720	27,540	111,841
要介護1	22,590	180	3,529		21,420	36,720	27,540	111,979
要介護2	23,640	180	3,692		21,420	36,720	27,540	113,192
要介護3	24,360	180	3,804		21,420	36,720	27,540	114,024
要介護4	24,840	180	3,878		21,420	36,720	27,540	114,578
要介護5	25,350	180	3,957		21,420	36,720	27,540	115,167

- *加算額 注 : 加算については、職員体制などにより変更される場合があります。
- *初回入居後30日の期間につきまして、初期加算として1日30単位(1割負担30円)が上記に加算されます。
医療機関に1ヶ月以上入院した後に、退院して再入居された場合も同様とします。
- *サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 常勤の職員が職員全体の75%以上であること。
- *介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 加算・減算を含む算定した総単位数に 155/1000を乗じた額。
(小数点以下四捨五入)。介護職員の賃金の改善を目的とした加算です。
- *かかりつけの医療機関をご継続頂けます。定期受診につきましてはご家族に協力をお願いいたします。
- *その他、理美容代、オムツ代、居室内修繕費につきましては、実費にてご負担いただきます。